

消費生活だより

～くらしのワンポイント～

企画調整課 生活安全係
☎22-1152

マイナポイント事業を装った詐欺にご注意

マイナンバーカードの普及、キャッシュレス決済の拡大、消費の活性化を目的とした「マイナポイント事業」をご存知でしょうか。①マイナンバーカードを取得し、②マイナポイントの予約・申込みを行い、③選択したキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、ポイント（上限あり）が付与されるものです。内容や手続きについての詳細は、総務省のマイナポイント事業公式ホームページをご覧ください。

新しい事業に乗じて、みなさんを騙そうとする手口が出てくるかもしれません。電話、メール、訪問等で、マイナンバーやパスワード、口座の暗証番号などを聞かれても、絶対に答えないでください。「手続きを代理申請してあげる」と言われても断りましょう。怪しいと思ったら、次の窓口にご相談ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（ダイヤル後、5番を選択）
警察相談専用電話 #9110 または最寄りの警察署

9月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	9/ 1(火)、15(火)	22-1152
関ヶ原町	9/ 8(火)、29(火)	43-0070
養老町	9/ 7(月)、25(金)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	9/14(月)、28(月)	27-3111
輪之内町	9/ 3(木)、17(木)	68-0185
安八町	9/10(木)、24(木)	64-3111